

平成 30 年(2018 年)に被災された会員の年会費免除について

(公社) 日本気象学会理事会

本年は、西日本豪雨災害、台風 21 号、北海道胆振東部地震等、自然災害が続き、被災された方々も多くいらっしゃるかと思います。被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

(1) 年会費の免除について

日本気象学会ではこれらの災害を受け困難な状況にある会員の方々が、今後も学会活動を続けられるよう、僅かな支援ではありますが、日本気象学会細則第 14 条第 2 項の規定に基づき、2019 年度会費の納入を免除することといたします。

なお、被災された会員の会費の免除申請はいつでも可能であることを申し添えます。

(2) 年会費免除の対象となる会員

以下の①又は②のいずれかが年会費の免除の対象となる会員です。

①住居又は勤務地が災害救助法適用地域にあり、実際に被災した会員
災害救助法適用地域は、内閣府ホームページの

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

を参照下さい。

②生計を一にする親族が上記の適用地域に居住しており、その親族が被災した会員

(3) 申請書の提出

年会費免除を申請する会員は別添の申請書を提出して下さい

①被災状況について

申請書の「被災状況」の欄には、可能な範囲で具体的にお書き下さい

②被災証明について

申請書の「確認」の欄には、所属機関の上司、指導教官又は地域の区長等に署名捺印をいただいで下さい（市町村の公的な罹災証明書があれば、その写しを添付していただければ確認欄は未記入で結構です）。

③申請期限

2019 年会費請求事の都合により、2018 年 11 月 15 日(木)といたします。

④申請書の提出

郵便あるいは申請書等を PDF 化しメールで気象学会事務局へ送付して下さい。

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-3-4 気象庁内

日本気象学会事務局

TEL : 03-3216-4403 FAX : 03-3216-4401

E-Mail: chief@metSOC.jp